江府町告示第76号

令和７年11月25日

江府町長　白　石　祐　治

第７回江府町議会12月定例会を下記のとおり招集する。

記

１、期　日　　令和７年12月９日

２、場　所　　江府町役場議場

〇開会日に応招した議員

前　川　文　洋	川　端　　裕	加　藤　邦　樹
芦　立　喜　男	森　田　哲　也	川　端　登志一
三　好　晋　也	長　岡　邦　一	阿　部　朝　親

〇応招しなかった議員

な　し

第７回 江 府 町 議 会 12 月 定 例 会 会 議 録 （第１日）

令和７年12月９日（火曜日）

議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　議案第92号　一般財団法人地域活性化センターへの実務研修派遣に係る職員に支給する手当に関する条例の制定について

日程第５　議案第93号　江府町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第６　議案第94号　江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第７　議案第95号　江府町税条例の一部改正について

日程第８　議案第96号　江府町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止について

日程第９　議案第97号　令和７年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第６号）

日程第10　議案第98号　令和７年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）

日程第11　議案第99号　令和７年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第２号）

日程第12　議案第 100号　令和７年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第２号）

日程第13　議案第 101号　令和７年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第１号）

日程第14　議案第 102号　令和７年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第15　議案第 103号　令和７年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第３号）

日程第16　議案第 104号　令和７年度江府町下水道等事業会計補正予算（第２号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（８名）

１番　前　川　文　洋	２番　川　端　　裕	３番　加　藤　邦　樹
４番　芦　立　喜　男	５番　森　田　哲　也	６番　川　端　登志一
８番　長　岡　邦　一	９番　阿　部　朝　親	

欠席議員（１名）

７番　三　好　晋　也

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 …… 藤　原　　靖

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	白　石　祐　治	副町長 ……	八　幡　徳　弘
教育長 ……	富　田　敦　司	総務課長 ……	生　田　志　保
住民生活課長 ……	松　原　順　二	産業建設課長 ……	末　次　義　晃
教育課長 ……	谷　田　孝　之	会計管理者 ……	佐々木　康　二

午前１０時００分開会

○議長（阿部　朝親君）　ただ今の出席議員数は８名です。

地方自治法第１１３条の規定による定足数に達していますので、令和７年第７回江府町議会１２月定例会を開会いたします。

なお、日程に先立ち、傍聴の方にお願いいたしますが、傍聴規則に従い、傍聴いただきますようお願いをいたします。

本日の議事日程はタブレットに配信のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（阿部　朝親君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において、５番、森田　哲也議員、６番、川端登志一議員の両名を指名いたします。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（阿部　朝親君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日より１２月１５日までの７日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　御異議なしと認めます。よって、会期は、７日間と決定いたしました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第３　諸般の報告

○議長（阿部　朝親君）　日程第３、諸般の報告を行います。初めに議長報告を行います。

９月議会以降の議会活動については、タブレットに配信しました報告のとおりであり、説明を省略し、ご覧いただくことで了解を願います。

また、監査委員からの各月の例月出納検査の結果報告書が議長の手元に提出されております。詳細については事務局のほうでご覧願います。

本日までに受理した陳情は、タブレットに配信しました陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

続いて町長報告を行います。

町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただきたいと思います。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　行政報告をさせていただきます。

まず、１ページ目でございます。江府町のみらい対話のつどいというところでございます。町報の１２月号でもお知らせをする予定ですけれども、１０月の１８日と１１月の１日に、防災情報センターのほうで、江府町のみらいの対話のつどいということで開催いたしました。若手職員で構成するチームで、１０年後の町のありたい姿、ビジョンについて語り合う対話会を行ったところであります。それぞれ十数名ずつの方が来られて、テーマに分かれてテーブルごとに議論を交わしていただきました。詳しい話はまた町報のほうご覧いただければと思いますけれども、結構活発なご意見が出たというふうに感じております。

続きまして、ずっと飛びまして、３ページでございます。上から２番目に、外部団体派遣研修

ということがありまして、これ、今回、また条例改正のほうにも出てくるんですけれども、一般財団法人の地域活性化センター、今回の分は、短期のインターンシップということで、職員を派遣したものでございます。いろいろと書いておりますが、この一番下のところに、今後はただ業務をこなすのではなく、常に問題意識を持ち、変化に対応できる柔軟な考え方を意識していきたいと思います。というのがこの参加した職員の復命の中に書いてございました。こういうふうに、こういった研修を受けて、とてもいい学びをされてきたのかなというふうに思っておりますので、こういった形のものをこれからも増やしていきたいなというふうに考えております。その下でございますけれども、ビジョン策定ＰＲチームの県外視察ということで、これも若手の職員を中心に、いろんなところに視察に行っております。これも中ほどにちょっとご覧いただくと書いてございますけれども、地域のまちづくりに熱い思いを持ち、面的に周りを見れる人の掘り起こしが必要かと思いました。そういった方を中心に活動が始まれば、役場が何か支援することで町の維持や集落維持にも繋がっていくと思いましたという感想を、職員が出しております。とてもいい勉強になったんじゃないかなというふうに思っております。

続きまして、4ページでございます。奥大山自然塾2周年の記念シンポジウムをいたしております。ただ、ちょっと反省点として、町民の方の参加が少なかったなということがございます。もっと町内の町民の方にＰＲする機会を増やしたいというふうに思っております。一環としましても、明徳学園の話もちょっとしましたけれども、そういったところでも、こういった町がやっております行事につきまして、ＰＲしてみたいなというふうに思っております。これいつも定例的に報告してます、ふるさと納税の状況でございますけれども、累計のとこを見ていただきますと、現時点、１１月末時点では、1万9，１３１件ということで3億7，３００万ということでございます。これだけ見るとちょっと良さそうに思うんですけれども、9月を見ていただきますと、金額がここだけ異常に跳ね上がっております。１０月がガクンと落ちております。これは、１０月からポイント付与をすることを廃止するという制度の改正がございまして、それによって9月に駆け込み需要があったということでございます。ですので、いつもであれば１２月にかなりの金額が来るんですけれども、それの駆け込みが9月にもある程度あったのではなかろうかなと推測されますので、従来とはちょっと１２月の伸びもちょっと期待できないのではないかなというふうに思ってるところでございます。

続きまして、5ページでございます。出かける役場の話なんですけれども、いろんな意見交換をやっておりますが、一番下のところに、みんなで集まって遊ぼうということでせせらぎ公園に、町内の子どもさんを乗せて、行ってあげたということをやりました。やはり子どもさん、やっぱ

り家でテレビゲームしたりとか、なかなか自然に触れて遊ぶ機会がない中で、こういった移動する手段があれば、これは高齢者だけじゃなくて、やっぱり小さなお子さんもこういう移動手段が親御さんじゃないと連れて行ってもらえないところに、連れて行ってもらえるということができると、とても伸び伸びと楽しんでいたということでございます。効果があったのかなと思っておりまして、１２月の２５日にもう一度、こういったことをやる予定でございます。

続きまして、６、７、８ページの一番下を見ていただきますと、医療のところでございます。日野郡の医療福祉を考える会の設立準備会ということで、１０月２３日に、３町で実施をしました。県にも入っていただいてお話をしました。これからです。日南病院の話もありますし、どういうふうに医療考えていくかなという話の中で、やっぱり日野郡３町合わせても人口が１万人切っているということです。ですので、３町がうまく連携して、医療だけじゃなくて介護、福祉、その辺りもまとめて、やっぱり考えていく必要があるんじゃないかと。そのための青写真といいますか、アウトラインをやっぱり書く必要があるんじゃないかなというお話まではしたんですが、これを県に書いていただこうかなと思ったところ、県の方は書いていただけないということなので、なんとか私の考えとしては日野病院の孝田院長がかなりこの辺りがお強いので、今度２３日に第２回目の会合がありますので、ちょっとお願いできないかなということを考えてるところであります。

続きまして、次のページでございます。９ページです。新エネルギーということで、風力発電でございます。上のほうには、国の施策等に関する提案要望ということで、ここには１０月１６日に３町の町長で、資源エネルギー庁に行ったという話がありますが、ここには書いてはございませんが、１１月２７日には、赤澤経済産業大臣のところに、知事も一緒に行っていただきまして、要望したところでございます。一番最後です。第２回江府町特定居住促進協議会っていうのが書いてありまして、これちょっとあまり詳しく書いてないんですけれども、今、二地域居住ということで、こういう協議会を作っていろいろ検討しているところなんですけれども、江尾の大区長さんとか、今日大区長さん来とられますけど、とか佐川の区長さん、商工会長さん、鳥取大学の教授、農業公社の事務局長、合銀の江府支店長、農事組合法人の宮市の代表理事などがメンバーでございまして、いろいろとこの特定居住促進についての制度をどうしていくかとか、部会を設置してどう進めていくかみたいなことをこの場で話し合ったところでございます。他にもいろいろありますけれども、大体、主なところ以上でございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（阿部　朝親君）　以上で諸般の報告を終わります。

日程第４　議案第９２号

○議長（阿部　朝親君）　日程第４、議案第９２号、一般財団法人地域活性化センターへの実務研修派遣に係る職員に支給する手当に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　議案第９２号でございます。一般財団法人地域活性化センターへの実務研修派遣に係る職員に支給する手当てに関する条例の制定についてでございます。本案は、一般財団法人地域活性化センターへ２年間の実務研修派遣を行うにあたり、移転、派遣先での住居に係る費用など現行条例では補完できない職員手当を定めるもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部　朝親君）　生田総務課長。

○総務課長（生田　志保君）　失礼します。議案第９２号、一般財団法人地域活性化センターへの実務研修派遣に係る職員に支給する手当てに関する条例の制定についてご説明をさせていただきます。議案綴りのほうをお願いいたします。まず、本条例制定の背景でございます。先ほど行政報告の中にありましたように、短期の派遣については現在も行っているところでございます。社会情勢が大きく変化しております中で、複雑化、高度化する行政ニーズに的確に対応する人材が求められております。本町ではそのような人材を積極的に育成し、職員の資質向上を図ることを目的といたしまして、令和８年４月１日から２年間、地域活性化センターへの長期派遣研修を実施することといたしました。これに伴いまして、移転、赴任中の生活に係る費用の一部を支給するため、現行条例で補完できない手当について条例を整備したいと考えるものでございます。まず第１条に条例の趣旨を挙げております。第２条に手当の種類、関係別表といたしまして、額と内容を規定しております。第３条におきましては、これらの手当に関しまして必要な事項、詳細になりますけれども、そういったことを規則等に委任できるということを規定をしております。附則といたしまして、施行期日を公布の日と定めるものでございます。説明は以上です。

○議長（阿部　朝親君）　今説明がございました、９２号の質疑を行いたいと思います。質疑ありませんでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第５　議案第９３号　から　日程第７　議案第９５号

○議長（阿部　朝親君）　日程第５、議案第９３号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第７、議案第９５号、江府町税条例の一部改正についての３議案を一括議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　議案第９３号でございます。江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、令和７年８月の人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正案が提案されたことに伴い、江府町職員の給与に関する条例について所要の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第９４号でございます。江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、令和７年８月の人事院勧告に基づき提案された国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正、江府町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について所要の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第９５号でございます。江府町税条例の一部改正についてでございます。本案は、鳥取県税条例の寄附金税額控除について一部改正が行われることに伴い、江府町税条例の一部を改正するものでございます。以上、条例改正３議案につきましては、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては担当より説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　生田総務課長。

○総務課長（生田　志保君）　失礼します。議案第９３号、第９４号につきまして関連がありますので合わせてご説明をいたします。議案綴りをお願いいたします。まず、議案第９３号、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。本年８月に行われました人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与法の改正について閣議決定、提案をされたことに伴いまして、職員の月例給を定める行政職給料表及び医療職給料表の改定、期末手当、勤勉手当の支給月数の引き上げのほか、医療職に係る初任給調整手当、一般職に係る通勤手当、宿日直手当等の改正を行うものでござい

ます。次のページから、新旧対照表をつけておりますのでご覧いただきたいと思います。右側に改正前の条文、左側に改正後の条文を掲げております。まず、職員の給与に関する条例の第３条になります。こちらの新旧表にはないんですけれども、第３条は、行政職員並びに医療職員の給料表を定めた条文でございます。この議案の一番最後のところに、改正前の行政職給料表を別添１、改正後の行政職給料表を別添２として、同じく改正前の医療職給料表を別添３、改正後の医療職給料表を別添４として掲載をしております。一番最後になります。これが３条の関連の改正でございます。今回の給与改定は、月例給につきましては平均３．６２％の引き上げということになっております。昨今の若年層への重点配分から、全世代にわたる上昇となっております。１ページ目に戻っていただきまして、医療職に適用する初任給調整手当、第８条の２第１項第１号、下線部分を改正をいたします。次に、第１１条、通勤手当になります。それぞれ通勤距離ごとの額改定を行うものですので、ご参照いただければと思います。そして、第１７条では、宿日直手当を規定をしております。右側の改定前、日直に係る手当４，４００円を４，７００円に、宿直に係るもの６，６００円を７，０５０円に改定するものですが、この度、法改正に伴いまして便乗上改定を行っておりますけれども、現状で本町これに該当する勤務はありませんので申し添えておきたいと思います。続きまして、期末手当、第１９条第２項の規定です。右側改正前１００分の１２５とありますものを、左側改正後、「６月に支給する場合には」というのを追加をいたしまして、１００分の１２５、６月は１００分の１２５のままということになります。「１２月に支給する場合においては１００分の１２７．５」を乗じた額ということで、こちら引き上げをいたします。次に、第２０条、勤勉手当、第２項でございます。支給率につきまして、こちらも同じように右側改正前１００分の１０５を、左側改正後、「６月に支給する場合においては」を追加いたしまして１００分の１０５、「１２月に支給する場合においては１００分の１０７．５」というふうに改定をいたします。これにつきましては、来年度に向けては３月に同じ額同士になるような改正を行いたいと考えております。附則といたしまして、施行期日を規定しております。改正後の給与条例につきましては、令和７年４月１日に遡及適用をいたすものでございます。

次に、議案第９４号です。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。月例給につきまして、適用しております行政職給料表に人事院勧告に伴い改正をするため、合わせて、第３条に規定する給料表を別に添付しておりますとおり改正するものでございます。期末手当、勤勉手当につきましては、職員の給与条例を準用しておりますので、同様に支給率を改正することとなります。附則で施行期日を規定しております。こちらにつきましても、

改正後の条例は、令和７年４月１日に遡及適用をいたすものでございます。議案第９３号、第９４号の説明は以上でございます。

○議長（阿部　朝親君）　松原課長。

○住民生活課長（松原　順二君）　失礼します。議案第９５号、江府町税条例の一部改正の詳細について説明させていただきます。議案綴りをご覧いただければと思います。この度の一部改正につきましては、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けられる法人の指定を鳥取県税条例の改正に伴いまして、江府町税条例も改正するものでございます。改正する法人につきましては、改正後のほうを見ていただければと思いますが、特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会の期間を令和１１年まで延長するもの、それから、特定非営利活動法人十人十色は削除させていただくということです。最後の下段のほうに、ＮＰＯ法人えがおサポートを新たに令和８年１月１日から令和１２年まで追加するものでございます。以上でございます。

○議長（阿部　朝親君）　以上、説明が終わりました。

質疑は１議案ずつ処理進行をいたします。

議案第９３号の質疑を行います。質疑ありませんでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

議案第９４号の質疑を行います。質疑ありませんでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

議案第９５号の質疑を行います。質疑ありませんでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

日程第８　議案第９６号

○議長（阿部　朝親君）　日程第８、議案第９６号、江府町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止についてを議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　議案第９６号でございます。江府町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止についてでございます。本案は、現状、職員任用において条例の適用がなく、

今後も同様であることから本条例を廃止いたすもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当より説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　生田総務課長。

○総務課長（生田　志保君）　失礼します。議案第９６号、江府町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止についてをご説明させていただきます。議案綴りをお願いいたします。技能労務職、調理士、運転手、電話交換手といった職ですけれども、こういった職は通常国の行政職給料表（二）というものに該当いたします。一般職、先ほど改正の説明をいたしました職については給料表（一）となります。江府町では、これらの業務のうち、子供の国保育園の調理士には、一般職と同じ行政職給料表（一）のほうを適用しております。しかしながら現状、職員任用におきまして、本条例を、いわゆる給料表（二）、こちらを適用するケースはありません。今後も同様でありますことから、本条例を廃止しようとするものでございます。議案第９６号の説明は以上です。

○議長（阿部　朝親君）　今、説明が終わりました。

議案第９６号の質疑を行います。質疑ありませんでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないようですので質疑を終結します。

日程第９　議案第９７号

○議長（阿部　朝親君）　日程第９、議案第９７号、令和７年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第６号）を議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　議案第９７号でございます。令和７年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第６号）でございます。本案は、令和７年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ５，３７１万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５２億７，６２６万円といたすもので、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当より説明させますので、お聴き取りの上ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　総務課長。

○総務課長（生田　志保君）　失礼します。議案第９７号についてご説明をいたします。議案書とは別に配付しております江府町議会本会議資料をご覧になっていただきたいと思います。本会議資料中心に説明をさせていただきます。１ページ目をご覧ください。歳入歳出それぞれ５，３７１万２，０００円を増額する一般会計補正予算の詳細をまとめております。まず、歳入をご覧ください。主に歳出予算の事業費の増減に伴い、充当しております特定財源を増減したもので、とりあえず全ての項目をこちらに上げております。まず、地方交付税、普通地方交付税の増ですが、こちらは職員給与費分でございます。特別地方交付税２，０６２万６，０００円の減になります。こちらは、採用に及びませんでした地域おこし協力隊分の減、それからコミュニティパークの交付金分の増でございます。それを相殺しましてこの額になっております。一番下の町債のほうにも反映をしております。国庫補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金７，１７１万円の増。こちらは採択を認められて、採択をいただいたものでございます。ふるさと応援基金１億円の増です。現時点での寄附額の実績見込みによるものです。町長、先ほど行政報告のほうで若干厳しい状況ということを報告させていただいておりますが、なんとか例年並みには戻るのではないかという担当の推測でこちらのほうを挙げております。繰入金のうち、財政調整基金繰入金３，９０６万８，０００円の減です。当初予算編成のために繰り入れたものを、執行状況等を見込みまして基金へ戻すものでございます。町債７，３００万円の減です。こちらコミュニティパークに係る交付金採択、それから、設計委託料の精査によるもの、それは減となります。災害防除に係るものとして町道整備１４０万。消火栓整備、消防署の増設に係るものといたしまして、消防施設関係で１６０万を増額をしております。次に歳出になります。最初に、人事院勧告に伴います人件費の詳細につきましては、予算書を後ほどご覧いただきたいと思いますけれども、この資料のうち、項の欄に網掛けをしております費目については、人事院勧告に係るもののみ、または、それが含まれるものとなりますので、そのようにご承知おきをいただきたいと思います。総務費、総務管理費です。ふるさと納税事務費７，８５０万円です。これ先ほど来、話題になっておりますけど、若干向かい風ではございますけれども、例年くらいの歳入は見込めるのではないかということで、この度計上をしております。７，８５０万円、ふるさと納税の返礼品、事務費に係る経費です。歳出見込みを１億円の増額にしておりますので、通常ですと経費は５，０００万円の増ということになるんですけれども、当初、歳出予算の調整のために経費を２億７，５００万円でスタートをしておりまして、この度ちょうど２分の１になるように調整をするものでございます。次に、自然文化協議会補助金の７００万円です。こちらは、地方創生第２世代交付金採択分のうち、環境文化関連の事業に係るものでございます。地域おこし協力隊、採用実績による調整

２，９８５万１，０００円の減です。こちらは、当初採用に向けて公募、応募がなかったミッションにつきまして随時募集等行っておりましたけれども、採用がかなわなかったものについてこの度調整するものでございます。新年度も精査をいたしまして、また募集をしたいと考えております。次に、地方公共団体システム標準化に伴います２件です。まず、プリンターの更新２台分１５２万２，０００円の増。それから、標準化の事業の進度調整によりまして１，９７５万１，０００円の減です。全国一斉に進んでおりますけれども、システムの不具合等が発生しておりまして、年度内の切り替えが難しい状況となっております。一旦歳出を減額いたします。プリンターにつきましては、この切り替えのタイミングでということで引き延ばしておりましたけれども、老朽化が著しいためにシステムに対応可能なものを先行して更新させていただく、窓口のものでございます。これをこの度計上させていただいております。生成ＡＩ発展事業費です。第２世代交付金採択されたものですけれども、令和５年度から議事録ですとか、町史、公文書等のオープンデータ化を進めてまいっておりますが、将来的に行政、産業、住民サービスの中での課題の見える化、それからＡＩを導入することによって課題の解決が図れないかということで、これに向けた準備を進めるものでございます。ここに書いておりますように第２世代交付金の採択されましたので、この度予算化をお願いするものでございます。統計調査費８９万５，０００円です。本年１０月１日を調査日といたしまして国勢調査が実施されましたが、その委託料額の確定によるものでございます。続いて、民生費、社会福祉費、犯罪から県民を守る防犯機器購入補助金１５万円です。当初計上していました件数の増が見込まれましたため、県に変更申請をしておりました。これが認められましたのでこの度補正をお願いするものです。県の補助金が全額充当となります。次に、タクシー利用助成補助金３２万５，０００円です。こちらは町営タクシーの利用者が増えておりまして、年度末実績を見込んで増額をいたすものでございます。児童福祉費、コミュニティパーク土地造成関係ということで１，０６２万６，０００円の減にしております。設計の結果で、概算費用が出ましたのでこちらを減にしております。生活保護費です。被保護者の増によりまして、特に医療扶助費が激増をしております。１，５３４万円の増額をお願いするものでございます。次に、衛生費、保健衛生費です。前年度に行いました３事業の精算償還金７０万６，０００円を計上しております。その下です。清掃費、西部広域行政管理組合負担金、塵芥処理費の実績を見込みまして、１４８万６，０００円の減としております。上水道費は、簡易水道事業会計への補助金ですので、後ほど企業会計のところでご説明をさせていただきます。農林水産業費、農業費です。集落営農体制強化支援事業補助金２００万円の減でございます。２集落を予定しておりましたが、１集落取り下げがありまして、今年度中の事業見込みが無くなりまし

たので、この度歳出を減額するものでございます。地籍調査委託料３，４５４万７，０００円の減です。こちらは調査対象の減によるものでございます。林業費、ナラ枯れ駆除委託料です。１０４万円の減です。酷暑の影響かと思われますけれども、被害が想定より少なかったことによりまして、作業量が減ったことによるものでございます。ちょっと長い補助金名になりますけれども、豚熱感染確認区域内野生イノシシジビエ利用支援事業費補助金１４万６，０００円です。ジビエ解体処理施設の指定管理者であります奥大山地美恵が、県の豚熱感染確認区域における野生イノシシジビエ利用マニュアルというものに基づく承認を受けましたことで、イノシシの受け入れが可能となります。それに伴いまして、受け入れたイノシシが仮に陽性個体だった場合は、このマニュアルに基づいて適正に処理する必要があるということでございます。この廃棄費用について、県と合わせて費用補助を行うものです。こちらは間接補助になっております。次に、商工費、神奈川サロン駐車場整備７３万５，０００円です。こちらは昨今の資材費高騰に係ります上昇分でございます。索道事業会計繰出金２５万円です。こちらも特別会計のほうでご説明をさせていただきます。次に、土木費、道路橋梁費、災害防除事業３００万円です。こちらは江尾貝田三ノ沢線の吹付鉄筋工に係るものでございます。消防費、西部広域行政管理組合負担金、消防費の実績を見込みまして６１万３，０００円の増でございます。簡易水道補助９７万６，０００円は、消火栓の整備に係るものでございます。既定予算によりまして、緊急修繕を１件行いましたので、当初予定しておりました１件分、こちらを整備するために補正をお願いするものでございます。続いて、教育費、義務教育学校費、特別支援学級備品購入費４５万３，０００円でございます。ブナの森校舎におきまして、知的障害１名、自閉・情緒障害２名の児童さんが新たに特別支援の対象となられます。学年ごとのスペースを確保するためのホワイトボード、それからパーテーションを整備いたしまして、パーソナルスペースを確保するものでございます。次に、自動車借上料９０万７，０００円です。校外学習や、校舎間の移動に伴いましてバスを借り上げておりますけれども、その実績を見込んでこの度補正予算をお願いするものでございます。社会教育費、文化財保護審議委員報酬６万２，０００円です。ご承知いただいておりますとおり、９月に七色ガシの倒木を確認いたしました。定期的な審議会を開く以上に会を開くための経費として挙げさせていただいております。その下です。まなびや縁側江府拠点委託料２２６万９，０００円の減でございます。業務委託先、民間法人に委託をしておりましたけれども、今年度、元協力隊の個人に変更したことによりまして減額になっております。公債費１８０万円です。当初予算要求以降に借り入れたものや、利率見直し分の差額利息及び、繰り上げ償還の補償金をこちらのほうに含めております。基金費１４９万６，０００円です。財政調整基金、公共施設等建設基金積

立金、福祉基金積立金、森林整備基金積立金、4つのそれぞれ預金利子分をここに積み立てるものでございます。次に、議案綴りをお願いいたします。4ページをお願いします。第3表、地方債の補正について、計画変更に伴います緊急防災・減災事業につきまして、限度額６６０万円を７２０万円に増額です。過疎対策事業につきまして、限度額2億5，３１０万円を1億7，９５０万円に減額いたすものでございます。先ほどの説明に伴うものです。議案第９７号の説明は以上でございます。5ページ以降、事項別明細書等をご確認いただきましてご承認を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　今、説明が終わりました。議案第９７号の質疑を行います。

森田議員。

○議員（5番　森田　哲也君）　補正予算の歳出のほうで、農林水産業費で集落営農体制強化支援事業補助金が２００万円減になっておりますが、この集落営農体制支援は、当初何集落を予定していて、うち何集落ができなかったということなんでしょうか。

○議長（阿部　朝親君）　産業建設課長。

○産業建設課長（末次　義晃君）　当初、2集落予定しておりましたが、1集落が取りやめをされたという状況でございます。

○議長（阿部　朝親君）　よろしいでしょうか。他にございませんか。

前川議員。

○議員（1番　前川　文洋君）　1番、前川でございます。総務費の地域おこし協力隊による調整の2，９００万のところの、これは何名が採用に及ばなかったっていうことでしょうか。

○議長（阿部　朝親君）　答弁を求めます。

生田課長。

○総務課長（生田　志保君）　7名になります。7名の他、その他2名は中途の採用になります。

○議長（阿部　朝親君）　よろしいでしょうか。

1番、前川議員。

○議員（1番　前川　文洋君）　ありがとうございます。あと、農林水産費のところの地籍調査委託料、これ対象の減によるものということですけれども、もう少し具体的にご説明いただけますか。

○議長（阿部　朝親君）　答弁を求めます、末次課長。

○産業建設課長（末次　義晃君）　当初で事業を見込んでおったんですが、それと比較しまして国から来た補助金の割当が少なかったということで、入ってきた国からの補助金に合わせて事業費

を減額させていただいたというところでございます。

○議長（阿部　朝親君）　よろしいですか。

1番、前川議員。

○議員（1番　前川　文洋君）　ありがとうございます。これは、そうすると、当初予定してたものが国のほうの判断で必要なくなったということなんでしょうか。

○議長（阿部　朝親君）　末次課長。

○産業建設課長（末次　義晃君）　そういった形ではなくて、国の予算全体の枠の関係だと思うんですが、江府町に割り当てられた額が要望額よりも少なかったと。それに合わせて事業をやるというものでございますので、今年できなかった分については来年度以降当然やっていくという考えでございます。以上です。

○議長（阿部　朝親君）　よろしいでしょうか。

1番、前川議員。

○議員（1番　前川　文洋君）　あと、歳入の町債のところで、新園舎建設事業債7，600万の減のところ、設計委託料の精査ということですけれど、これももう少し具体的に、できれば歳出のところと関係してるのであれば関連してご説明お願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　答弁を求めます、生田課長。

○総務課長（生田　志保君）　設計委託料の精査もありますけれども、交付金が認められたことにより、起債をしなくても良くなったという部分が大きいところでございます。設計については、若干いろいろ下げてきたりとかしている部分も、これまで説明してきておりますけれども、ありますので、それでこのような調整になっております。すみません、以上です。

○議長（阿部　朝親君）　よろしいですか。

1番、前川議員。

○議員（1番　前川　文洋君）　交付金というのは、地方創生の交付金ですか。

○議長（阿部　朝親君）　生田課長。

○総務課長（生田　志保君）　これまでも説明しておりますように、地方創生の交付金でございます。これが採択になりましたので、このように組み換えをしております。

○議長（阿部　朝親君）　よろしいでしょうか。他にございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

日程第１０　議案第９８号　から　日程第１４　議案第１０２号

○議長（阿部　朝親君）　日程第１０、議案第９８号、令和７年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）から、日程第１４、議案第１０２号、令和７年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第１号）の５議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　議案第９８号でございます。令和７年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）でございます。本案は、既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ３，８９６万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億４，８０６万４，０００円といたすものでございます。

続きまして、議案第９９号でございます。令和７年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第２号）でございます。本案は、既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ３，７６１万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億１，４１５万４，０００円といたすものでございます。

続きまして、議案第１００号でございます。令和７年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第２号）でございます。本案は、既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ６４万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６億５，６８４万９，０００円といたすものでございます。

続きまして、議案第１０１号でございます。令和７年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第１号）でございます。本案は、既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ２８万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４１２万３，０００円といたすものでございます。

続きまして、議案第１０２号でございます。令和７年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第１号）でございます。本案は、既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ２５万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２，０１３万９，０００円といたすものでございます。以上、特別会計補正予算５議案につきましては、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当より説明させますので、お聴き取りの上ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　松原課長。

○住民生活課長（松原　順二君）　失礼します。そうしますと、議案第９８号、国民健康保険特別

会計（事業勘定）補正予算（第３号）の詳細について説明させていただきます。本会議資料をご覧いただければと思います。こちらにつきましては、まず歳出のほうから説明させていただきます。保険給付費、療養給付費でございますが、こちらにつきましては療養費の支給が想定よりも多く見込まれましたので、３，２０４万円の増額補正を見込み、実績に応じまして補正させていただきます。また、高額療養費につきましては、それぞれ高額療養費、高額介護合算療養費につきましても、実績と今後の見込みを推計しまして、合わせて６８３万円を増額補正させていただきます。こちらにつきましては、歳入のほうをご覧いただきますと、県支出金、保険給付費等交付金３，８８７万円を充当させていただいております。また下の財産収入、財産運用収入につきましては、国保事業基金利子、高額療養費貸付基金利子、それぞれの利息が９万６，０００円ありますので、こちらを歳出の予備費の方に繰入させていただいております。事業勘定については以上でございます。

続きまして、議案第９９号、国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第２号）の詳細について説明させていただきます。こちらにつきましては３，７６１万１，０００円の増額補正でございますが、まず歳入のほうをご覧いただければと思います。こちらにつきましては、決算に伴いまして、前年度の繰越金３，７６１万１，０００円を歳入に充てております。歳出につきましては、まず総務費、施設管理費でございますが、こちらにつきましては会計年度任用職員等の人件費、また正職員、先ほど一般会計でも説明がありました人事院勧告の影響など、そちらのほうを精査しましたものを増額あるいは調整させていただいております。また、常勤医師委託料につきましては、常勤医師の休暇等に伴います派遣費の増加部分としまして２００万円増加させていただいております。また、医業費につきましては、治療用機器賃貸料につきましては、これは在宅酸素機器賃貸料がありますが、こちらのほうが実績に伴いまして３００万円の減としております。また、地区診療費の事業費、こちらは俣野診療所でございまして、こちらは派遣医師の委託料は実績に基づきまして１０万円の増、またこちらも先ほど同様に医療機器の賃借料、こちらも在宅酸素療法等の治療機器でございますが、１００万円の減、合わせまして９０万円の減としております。また、公債費につきましては、利子償還金、医療機器購入分、令和６年度分以前の起債借入に伴います利息分の見込み増に伴いまして２５万円の増としております。そのほか調整させていただき、先ほどの繰越金の充当も含めまして、予備費のほうに３，８８０万１，０００円を充てております。こちらについては以上でございます。

続きまして、次のページをご覧いただければと思います。議案第１００号、介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第２号）の説明をさせていただきます。こちらにつきましては、

まず歳出のほうから説明させていただきます。総務費の総務管理費でございますが、１２９万８，０００円の増でございます。こちらにつきましては、令和７年度の税制改正対応、給与所得控除の最低保障額の引き上げに伴いまして、介護保険料のシステム改修が必要となりまして、こちらが１２９万８，０００円でございます。このうち、歳入のほうを見ていただきますと、システム改修補助金として６４万９，０００円、２分の１が国庫補助金として充当させていただいております。続きまして、介護認定審査会費につきましては、これは人事院勧告に伴いまして会計年度任用職員等の人件費の増としております。続きまして、保険給付費でございます。こちらにつきましては、介護保険サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護予防サービス等諸費につきましては、全て今後の実績、それから見込みに伴いましたものを調整させていただいて、それぞれ減額、増額補正させていただいているものでございます。続きまして、地域支援事業費、包括的支援等事業費３２万２，０００円の増でございます。こちらにつきましては、パート職員のほうにつきましてはこちらのほうに予算計上させていただきます。会計年度職員のパート職員のほうの人件費の調整でございます。また、印刷製本費、通信運搬費につきましては、第１０期介護保険事業計画の基礎調査でありますニーズ調査を、第１０期は来期以降になりますけど、先行して調査票の準備をさせていただくために増額補正させていただいております。その他、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、こちらのほうにも実績に基づきまして増額補正させていただいております。その他、審査支払手数料負担金につきましてもその通りでございます。これらを合わせまして、予備費等を調整させていただきまして、今回の補正予算を組ませていただきます。また、人件費につきましては、予算書のほうに給与費明細書のほうをつけておりますので、詳しくはそちらのほうをご覧いただければと思います。

続きまして、議案第１０１号、介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第１号）の説明をさせていただきます。こちらにつきましては、まず歳出のほうをご覧いただければと思います。サービス事業費、介護予防サービス事業費につきましては、ケアプラン作成委託料、要支援１、２の方につきましては地域包括支援センターが基本的にはケアプランを作成しますが、国の指導等に基づきまして全て委託に出しておりますので、ケアプラン作成委託料の実績に基づきまして１９万７，０００円の増としております。これにつきましては、歳入のほうをご覧いただきますと、こちらにつきましては介護予防サービス計画給付費としまして１９万７，０００円が介護保険のほうから入ってきますので、こちらのほうを増額補正させていただいております。そのほか、令和６年度の決算に伴います前年度繰越金９万１，０００円を歳入に充てておりますので、予備費のほうに９万１，０００円を設けております。以上でございます。

○議長（阿部　朝親君）　生田課長。

○総務課長（生田　志保君）　議案第１０２号、索道事業会計の補正予算（第１号）についてご説明をいたします。議案書をお願いいたします。まず３ページをご覧ください。歳入です。こちらは繰入金２５万円の増です。そして４ページ、歳出、索道管理費２５万円の増としております。人事院勧告及び江府町職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、会計年度任用職員の人件費を増額するものでございます。説明は以上です。

○議長（阿部　朝親君）　ただ今説明が終わりました。質疑は１議案ずつ処理進行をいたします。

議案第９８号の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

議案第９９号の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

議案第１００号の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

議案第１０１号の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

議案第１０２号の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

日程第１５　議案第１０３号　から　日程第１６　議案第１０４号

○議長（阿部　朝親君）　日程第１５、議案第１０３号、令和７年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第３号）から、日程第１６、議案第１０４号、令和７年度江府町下水道等事業会計補正予算（第２号）の２議案を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　議案第１０３号でございます。令和７年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第３号）でございます。本案は、収益的収支につきまして、水道事業収益に２９万３，０

００円、水道事業費用に２９万３，０００円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ水道事業収益１億２１４万８，０００円、水道事業費用１億２１４万８，０００円といたすものでございます。

続きまして、議案第１０４号でございます。令和７年度江府町下水道等事業会計補正予算（第２号）でございます。本案は、収益的収支につきまして、下水道事業収益に１０万円、下水道事業費用に１０万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ下水道事業収益１億６，７９０万３，０００円、下水道事業費用１億６，８１７万９，０００円といたすものでございます。以上、公営企業会計補正予算２議案につきましては、地方公営企業法第２４条第２項の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては担当より説明させますので、お聴き取りの上ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　末次課長。

○産業建設課長（末次　義晃君）　失礼いたします。議案綴りのほうご覧いただければと思います。議案第１０３号、令和７年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。第２条をご覧ください。収益的収入及び支出の補正ということで、先ほど町長が提案説明で申し上げました内容が記載してございます。後ほど詳細についてご説明申し上げます。第３条でございます。議会の議決を経なければ流用することができない経費ということで、予算第８条第１項第１号中、７８６万３，０００円を７８９万１，０００円に改めます。こちらは職員の給与費でございます。続きまして、第４条でございます。他会計からの補助金でございますが、予算第９条中、４，７４４万３，０００円を４，７７０万７，０００円に改めるものでございます。こちらにつきましては、一般会計からの補助金でございます。１枚おはぐりください。予算の実施計画書がございます。収益的収入及び支出の内訳が載っております。上段が収入、下段が支出でございます。上段でございます。簡易水道事業収益につきまして、先ほど町長からありましたように、補正予算額２９万３，０００円で、補正後の額が１億２１４万８，０００円でございます。内容としましては、営業外収益が２９万３，０００円の補正額でございます。さらに内訳でございますけども、補助金が２６万４，０００円。これが、一般会計からの補助金でございますけども、企業債の利息確定に伴いましての増額でございます。その下でございます、他会計負担金でございます。２万９，０００円の増額でございますが、こちらは、人事院勧告に伴います給与費の改定に係る費用でございます。下段でございます。支出でございます。簡易水道事業費用でございますけども、２９万３，０００円の増額で、補正後の額が１億２１４万８，０００円でございます。内訳でございますが、営業費用の方が２万８，０００円の増額補正でございます。内容としましては、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費でございますが、こちらは人

事院勧告に伴います給与費の改定に伴う調整をさせていただいております。それから、下段の営業外費用でございますが、こちらが２６万５，０００円の増額でございます。内容といたしましては、企業債の利息の確定によるものが主なものでございます。今回の補正については以上でございますが、この他に、給与費の明細書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書については、後ろのページにつけておりますので、ご確認をいただければと思います。

続きまして、議案第１０４号でございます。こちらも議案綴りのほうおはぐりいただければと思います。よろしいでしょうか。令和７年度江府町下水道等事業会計補正予算（第２号）でございます。第２条、収益的収入及び支出の補正でございますが、町長の提案説明のとおりでございます。こちらも後ほどご説明をさせていただきます。第３条です。議会の議決を経なければ流用することができない経費ということで、予算第８条第１項第１号中、５７６万２，０００円を５８６万２，０００円に改める。こちらは職員の給与費でございます。第４条、他会計からの補助金です。予算第９条中、７，３２９万９，０００円を７，３３９万９，０００円に改めるとしております。一般会計からの補助金でございます。では、補正の内容についてもう少しご説明します。１枚おはぐりいただきまして、予算の実施計画書、１ページと書いてあるところをご覧いただけますでしょうか。収益的収入及び支出の内容で、上段が収入、下段が支出でございます。まず収入につきましては、下水道事業収益としまして、１０万円の増額補正、補正後が１億６，７９０万３，０００円でございますが、内容としましては営業外収益が全てでございます。他会計からの補助金１０万円の増額でございますが、こちらにつきましては、給与改定に伴う職員の給与費の財源とするものでございます。下段の支出でございます。下水道事業費用で、同額１０万円の増額、補正後の額が１億６，８１７万９，０００円でございます。内容につきましては、営業費用で１０万円の増額でございます。総係費としまして１０万円の増額ですが、人事院勧告に伴う給与改定に伴う増額でございます。後ろのページに、こちらのほうも給与費の明細、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書のほうを付けておりますので、ご確認をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　説明が終わりました。質疑は１議案ずつ処理進行をいたします。

議案第１０３号の質疑を行います。

１番、前川君。

○議員（１番　前川　文洋君）　営業外費用のところで、１ページ目です。企業債利息が２６万４，０００円増えたということです。期の途中に増えるということは、企業債自体は変動金利か何かでということでしょうか。ちょっと理由のご説明をお願いします。

○議長（阿部　朝親君）　末次課長。

○産業建設課長（末次　義晃君）　企業債の利息について、金融機関のほうから利息の確定の通知をいただくようにしておりまして、当初は見込みで予算計上しとるわけですけども、若干の違いがありますので、それに伴いまして、増額の補正をさせていただいたという形でございます。

○議長（阿部　朝親君）　よろしいでしょうか。

１番、前川君。

○議員（１番　前川　文洋君）　そうすると、固定金利ということで、それは間違いないということでよろしいでしょうか。

○議長（阿部　朝親君）　末次課長。

○産業建設課長（末次　義晃君）　すみません。起債の借入の、固定なのか変動なのかという辺については、ちょっと私今ちょっと持ち合わせておりませんので、また確認をさせていただいた上でご報告させていただければと思います。すみません。

○議長（阿部　朝親君）　よろしいでしょうか。他にございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

議案第１０４号の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないようですので質疑を終結します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（阿部　朝親君）　以上で本日の議事日程は、全部終了いたしました。

これをもって散会といたします。どうもお疲れ様でした。

午前１１時０８分散会

―――――――――――――――――――――――――――――